

四国建設コンサルタント株式会社【プラチナくるみん】

徳島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（プラチナくるみん）企業として、四国建設コンサルタント株式会社を令和7年8月1日付けで認定しました。



所在地	徳島市
業種	サービス業
代表者	代表取締役 天羽誠二
労働者数	174人



企業からのコメント

このたびはプラチナくるみん認定をいただき、大変光栄に存じます。

当社では少子化や共働き世帯の増加を背景に、性別を問わず育児を担える環境が必要と考え、男性の育児休業取得促進やテレワーク・時差出勤など柔軟な働き方の整備に加え、提携保育所の紹介や保育料補助などに取り組んでまいりました。

今後さらに多様な働き方への対応が求められる中、誰もが安心して働き続けられる環境作りに取り組んでまいります。

認定基準1・2 行動計画の目標（計画期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日）

- 目標① 小学校に入学するまでの子を持つ社員が、勤務時間変更等の措置について取得を推進するため、短時間勤務や勤務開始・終了時間を15分単位で変更できる制度を導入する。
- 目標② 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする。男性・・・取得率 50%以上 女性・・・取得率 80%以上
- 目標③ 子の大学等の就学のため、会社が社員に対して資金を貸し付け、社員の私生活の安定を図る制度を導入する。

認定基準3 目標に対する取組結果

- 取組結果① 令和4年9月1日に制度導入し、令和4年9月9日社員へ周知。
- 取組結果② 計画期間内の男性の育休取得率・・・100% 女性の育児休業取得率・・・100%
- 取組結果③ 令和2年4月6日に制度導入。（利用者2名）

その他主な認定基準の達成状況

【育児休業取得状況(認定基準5・6)】

- ①男性の育児休業取得率・・・100%
- ②女性の育児休業取得率・・・100%

【小学校就学前までの子を育てる労働者のための措置(旧認定基準7)】

所定外労働の制限、短時間勤務制度、始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度の措置を実施。

【働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備(旧認定基準9)】

- ①毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、また、PCを強制シャットダウンする目標を定め、実施。
- ②年次有給休暇取得率70%の目標を掲げ、令和4年度に達成。
- ③「テレワーク勤務制度」を令和7年3月から導入。

【出産した女性の就業率(旧認定基準10)】

継続就業率100%

【労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための取組(旧認定基準11)】

- ・若手の女性労働者を対象とした、キャリアデザイン研修を実施。
- ・女性活躍推進委員会において、女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための取組を定期的に実施。

